

## 福島県県民健康調査の調査情報提供に関する審査会運営要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、福島県県民健康調査の調査情報提供に関する審査会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、福島県県民健康調査の調査情報提供に関する審査会（以下「審査会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(開催)

**第2条** 審査会は、会議として開催する。ただし、知事が論文投稿時の審査等、データ提供承認内容との整合性を確認するのみの場合その他会議を招集する必要がないと認められる場合は、会議の招集に代えて、書面により各委員に審査を行わせることができる。

(資料の公開)

**第3条** 審査会の資料は、福島県情報公開条例第7条第3号アに規定する不開示情報に該当する情報が含まれることから原則として非公開とする。

(議事録)

**第4条** 審査会を開催した場合（第2条の規定により書面により審査した場合を含む。）は、議事録を作成する。

- 2 議事録は、庶務において案を作成し、議長が審査会で指名した2名の議事録署名人の確認を得る。
- 3 議事録は、福島県情報公開条例第7条第3号アに規定する不開示情報に該当する情報が含まれることから、原則として非公開とする。

### 附 則

この要領は、令和5年3月3日から施行する。